

【スクールカウンセラーに係る勤務条件等】

業務内容	スクールカウンセラーとしての次の業務(大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業 実施要綱 第3条第2項) ① 児童生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言 ② 配置校の教育相談体制に対する助言 ③ その他小中学校課長及び配置又は派遣先の校長が認めるもの
勤務場所	大阪府内(大阪市、堺市を除く。)の市町村立小中学校等
任用期間	採用された日(令和8年4月1日以降)から令和9年3月31日まで
条件付採用期間	条件付採用期間あり(原則1月)
勤務時間及び休憩時間	原則1日あたり6時間(勤務時間を除き45分の休憩時間あり) 概ね午前10時00分～午後4時45分(配置先の校長との協議により決定) 時間外勤務は原則なし。ただし、緊急対応等が必要な場合等に、大阪府教育庁又は校長等が認める場合はその限りではない。
勤務回数 勤務時間	年間勤務回数 34回 年間勤務時間 204時間 及びスクールカウンセラー連絡協議会への参加:年間2回(スクールカウンセラースーパーバイザー及びチーフを除く2校勤務の場合は、うち1回3時間を配置する学校勤務とする。)
休日(勤務を要しない日)	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
休暇等	年次休暇:6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、定められた任用期間において、1年あたりの勤務日の日数及び勤続勤務年数に応じて、年次休暇を付与する。 特別休暇(有給):災害、服喪、結婚、産前産後休暇 等 特別休暇(無給):ドナー、病気休暇 等 ※詳細は、大阪府公立小中学校一般職非常勤職員就業等規則第12条、第13条、第14条等
報酬等	○報酬額及び交通費を支給。(報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合がある) ○報酬額:1時間につき5,200円 ○交通費:通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行う。 ○昇給、退職手当:なし ○期末手当、勤勉手当:あり(ただし、年度内の任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者(※)に限る) ※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者をいう。 ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
報酬等の支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間数の実績により計算した額が、翌月の10日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときはその直前の金融機関営業日)に、本人名義の金融機関口座振込により支給する。
退職	任用期間の満了等により退職するものとする。
再度任用	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	【社会保険(健康保険、厚生年金保険)】 原則、適用はないので、ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになるが、下記の要件に該当する場合、健康保険(公立学校共済組合)(※)及び一般厚生年金(日本年金機構)が適用される。 (※)社会保険加入要件を満たした場合において、適用日の前日まで任意継続制度に加入していた場合は、任意継続組合員の退会手続きが必要となります。退会手続きは、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。また、任用期間終了後に公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員となるには、組合員期間(任意継続組合員であった期間は含みません)が1年と1日以上継続している必要があります。加入について

	は、下記のホームページよりご確認ください。 公立学校共済組合大阪支部の HP (https://www.kouritu.or.jp/osaka/) <参考> 社会保険の適応範囲の拡大(令和4年9月2日公立阪第 288 号抜粋) <table border="1"> <tr> <td>労働時間</td><td>週の所定労働時間が 20 時間以上</td></tr> <tr> <td>賃金</td><td>月額 88,000 円以上</td></tr> <tr> <td>勤務期間</td><td>継続して 2 か月超の雇用の見込み</td></tr> <tr> <td>適用除外</td><td>学生でないこと(ただし、休学中、定時制、通信制等は適用)</td></tr> </table> 【雇用保険】 雇用時に定めた勤務時間が平均週 20 時間以上で、31 日以上任用期間がある場合、適用される。	労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上	賃金	月額 88,000 円以上	勤務期間	継続して 2 か月超の雇用の見込み	適用除外	学生でないこと(ただし、休学中、定時制、通信制等は適用)
労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上								
賃金	月額 88,000 円以上								
勤務期間	継続して 2 か月超の雇用の見込み								
適用除外	学生でないこと(ただし、休学中、定時制、通信制等は適用)								
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる。								
服務	地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用される。								
任命権者	大阪府教育委員会								

※ 具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

※ 勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。

※ 標記の勤務条件等は、令和 7 年 11 月 21 日現在の内容です。今後、変更される場合があります。

その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例等の関係法令により定めていますので、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課に確認してください。

※ その他

- ・分限の種類 免職、休職（地方公務員法第 28 条）
- ・懲戒の種別 免職、停職、減給、戒告（地方公務員法第 29 条）

詳細は、職員の分限に関する条例及び職員の懲戒に関する条例等（なお、地方公務員法の定める服務に関する規定（第 30 条、第 31 条等）の適用あり。不利益処分に関する審査請求の規定（地方公務員法第 49 条等）の適用あり）

※ 苦情相談等

大阪府人事委員会に対して苦情相談ができる。（職員からの苦情相談に関する規則等）

勤務条件に関する措置の要求の規定（地方公務員法第 46 条等）の適用あり

※ 本事業に係る配置については、令和 8 年 3 月末に閉会予定の大阪府議会において、当該任用に係る予算が議決され、その予算の執行が可能になることにより、効力が生じるものです。